

神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅のスマート化を促進するため、県内の住宅に新たにスマートエネルギー設備を設置する事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象事業)

第2条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、県内の住宅（共同住宅、店舗・事務所等との併用住宅及び別荘を含む。）に、別表1に掲げるスマートエネルギー設備（以下「補助対象設備」という。）を新たに設置する事業であって、次の要件に適合するものとする。

- (1) 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が、所有する住宅において補助事業を実施する場合にあって、当該住宅に共有者が存在するときは、当該共有者全員の同意を書面で得ること。
- (2) 補助事業者が、賃借等している住宅において補助事業を実施する場合は、当該住宅の所有者又は管理を委託されている事業者の同意を書面で得ること。
- (3) 補助事業者がリース事業者である場合は、リースを受ける者から領収するリース料総額から補助金相当額分を減額すること。また、リース期間は、第15条に規定する財産（補助対象設備）の種類ごとの処分制限期間以上とすること。
- (4) 補助対象設備は、全て未使用品であること。
- (5) 補助対象設備は、第三者と共同で使用しないこと。
- (6) 補助対象設備を共同住宅等に設置する場合は、居室部分で使用することとし、共用部分では使用しないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を実施し、かつ補助対象設備を所有する者とする。また、建売住宅供給者等によって補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合は、当該取得者を補助対象者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費であって、別表2に掲げるものとする。

2 前項の経費の算出は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象設備の種類ごとに、経済産業省の補助金を控除すること。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額を控除すること。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、別表3のとおりとする。ただし、前条の規定により算出した額と別表3に定める額のいずれか低い額を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、補助事業を実施する年度の2月15日までに提出しなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- (1) 事業計画書(第1号様式別紙1)
- (2) 補助事業に係る契約書(写し)又はこれに代わるもの(契約が未締結の場合は見積書(写し)又はこれに代わるもの)
- (3) 前号の契約書(写し)又は見積書(写し)若しくはこれに代わるものに、補助対象設備ごとの経費が記載されていない場合はその内訳書
- (4) 補助事業者が個人の場合は住民票、法人の場合は定款(写し)及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又はこれに代わるもの、法人格を持たない団体の場合は規約(写し)又はこれに代わるもの
- (5) 補助事業者が法人又は法人格を持たない団体にあつては、役員等氏名一覧表(第1号様式別紙2)
- (6) 補助対象設備を設置する住宅の登記事項証明書(住宅を新築する場合又は建売住宅を取得する場合は建築確認済証(写し)又はこれに代わるもの)
- (7) 補助事業者が、所有する住宅において補助事業を実施する場合にあつて、当該住宅に共有者が存在するときは、当該共有者全員の同意書(第1号様式別紙3)
- (8) 補助事業者が、賃借等している住宅において補助事業を実施する場合は、当該住宅の賃貸借契約書(写し)又はこれに代わるもの並びに当該住宅の所有者又は管理を委託されている事業者の同意書(第1号様式別紙3)
- (9) リース事業にあつては、共同申請同意書(第1号様式別紙4)、設備のリースに係る契約書(写し)(契約が未締結の場合は見積書(写し)又はこれに代わるもの)、リース料計算書及びリース料総額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類
- (10) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助事業の実施)

第8条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、次の事項のうち、最も早いものとする。

- (1) 補助事業が補助対象設備の設置工事を伴う場合は、当該設置工事の着工
- (2) 建売住宅供給者等によって補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合は、当該住宅の引渡し

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象設備の機器型番等を変更する場合で、補助額に影響を及ぼすことがないもの

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

- (5) 補助事業者は、前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（変更の申請）

第10条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。なお、リース事業の場合は、変更承認共同申請同意書（第4号様式別紙）を添付するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴わないときは、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴うときは、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、変更が適当であると認めなかったときは、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金変更不承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金中止・廃止承認申請書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。なお、リース事業の場合は、中止・廃止承認共同申請同意書（第8号様式別紙）を添付するものとする。

4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止又は廃止が適当であると認めたときは、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第9号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第10号様式）により、通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告及び調査)

第12条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金実績報告書(第11号様式)に次の書類を添えて、補助事業完了の日から2箇月以内又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

(1) 事業結果報告書(第11号様式別紙1)

(2) 補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し(補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。)

(3) 第6条に規定する申請書の提出の際に、補助事業に係る契約書(写し)及び設備のリースに係る契約書(写し)を提出できなかった場合は、契約書(写し)又はこれに代わるもの

(4) 前号の契約書(写し)又はこれに代わるものに、補助対象設備ごとの経費が記載されていない場合はその内訳書

(5) 補助事業に係る支出を証する書類(写し)

(6) 前号の支出を証する書類(写し)に、補助事業以外の経費が含まれている場合は、その内訳を証する書類

(7) 設置完了証明書(第11号様式別紙2)

(8) 補助事業の補助対象設備に住宅用太陽光発電システムを含む場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定の認定通知書(写し)

(9) 補助事業の補助対象設備の出荷証明書(写し)又は保証書(写し)若しくはこれに代わるもの(ただし、住宅用太陽光発電システムを設置した場合は、太陽電池モジュールの製造者が発行する出力対比表(写し)(製造者が出力対比表を発行しない場合は、出力対比表(第11号様式別紙3)に記載の上、製造番号票(写し)を添付したもの)

(10) 補助対象設備設置後の完成写真

(11) 第6条に規定する申請書の提出の際に、補助対象設備を設置した住宅の登記事項証明書を提出できなかった場合は、登記事項証明書(提出期限に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証(写し))

(12) その他知事が必要と認める書類

2 前項に規定する事業完了の日は、次の事項に該当する期日のうち、最も遅い期日とする。

(1) 補助事業が補助対象設備の設置工事を伴う場合は、当該設置工事の完了

(2) 補助対象設備又は補助対象設備が設置された建売住宅の代金の支払い完了

(3) 補助対象設備又は補助対象設備が設置された住宅の引渡し

3 第1項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、

あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第14条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第10条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付額確定通知書(第12号様式)により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第7条又は第10条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第17条ただし書きの規定により、知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
H E M S 機器	5年
住宅用太陽光発電システム	10年
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
電気自動車充電設備	8年

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から前条に規定する期間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人又は法人格を持たない団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第17条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき

(2) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

(暴力団の排除)

第18条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とはしない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 法第2条第2号に規定する暴力団。

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。

2 知事は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、第9条第5号及び第6号を準用する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月7日から施行する。

別表1 スマートエネルギー設備

設備の種類	設置条件	補助対象設備
H E M S 機器	必ず設置すること。	経済産業省の「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）」の対象となる設備。
住宅用太陽光発電システム	左の設備の一つ以上をH E M S 機器と併せて設置すること。	以下の要件を満たす設備。 1．太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値が10kW未満のもの 2．再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定を受けられるもの
家庭用燃料電池システム(エネファーム)		経済産業省の「民生用燃料電池導入支援補助金」の対象となる設備。
定置用リチウムイオン蓄電システム		経済産業省の「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」の対象となる設備。
電気自動車充給電設備		電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」の対象となる設備。

別表2 補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
H E M S 機器	経済産業省の「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（H E M S 機器導入支援事業）」の補助対象経費（設備費）
住宅用太陽光発電システム	（設備費）太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（工事費）設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事・安全対策等を含む）
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	経済産業省の「民生用燃料電池導入支援補助金」の補助対象経費（設備費、工事費）
定置用リチウムイオン蓄電システム	経済産業省の「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」の補助対象経費（設備費）
電気自動車充給電設備	経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」の補助対象経費（設備費）

別表3 補助額

設備の種類	補助額
H E M S 機器	上限1万円
住宅用太陽光発電システム	設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）に1万5千円を乗じて得た額。ただし、上限は5万円。
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	上限5万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	
電気自動車充給電設備	

(添付資料)

- (1) 事業計画書(第1号様式別紙1)
- (2) 補助事業に係る契約書(写し)又はこれに代わるもの(契約が未締結の場合は見積書(写し)又はこれに代わるもの)
- (3) 前号の契約書(写し)又は見積書(写し)若しくはこれに代わるものに、補助対象設備ごとの経費が記載されていない場合はその内訳書
- (4) 補助事業者が個人の場合は住民票、法人の場合は定款(写し)及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又はこれに代わるもの、法人格を持たない団体の場合は規約(写し)又はこれに代わるもの
- (5) 補助事業者が法人又は法人格を持たない団体にあつては、役員等氏名一覧表(第1号様式別紙2)
- (6) 補助対象設備を設置する住宅の登記事項証明書(住宅を新築する場合又は建売住宅を取得する場合は建築確認済証(写し)又はこれに代わるもの)
- (7) 補助事業者が、所有する住宅において補助事業を実施する場合にあつて、当該住宅に共有者が存在するときは、当該共有者全員の同意書(第1号様式別紙3)
- (8) 補助事業者が、賃借等している住宅において補助事業を実施する場合は、当該住宅の賃貸借契約書(写し)又はこれに代わるもの並びに当該住宅の所有者又は管理を委託されている事業者の同意書(第1号様式別紙3)
- (9) リース事業にあつては、共同申請同意書(第1号様式別紙4)、設備のリースに係る契約書(写し)(契約が未締結の場合は見積書(写し)又はこれに代わるもの)、リース料計算書及びリース料総額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類
- (10) その他知事が必要と認める書類

(申請者の連絡先)

TEL/FAX			
部署名		担当者名	

申請者が法人又は法人格を持たない団体の場合は、部署名及び担当者名を記載してください。

(補助対象設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先)

1	事業者名	()	部署名	
	担当者名		TEL/FAX	/
2	事業者名	()	部署名	
	担当者名		TEL/FAX	/
3	事業者名	()	部署名	
	担当者名		TEL/FAX	/
4	事業者名	()	部署名	
	担当者名		TEL/FAX	/
5	事業者名	()	部署名	
	担当者名		TEL/FAX	/

事業者名欄の括弧内に当該事業者が販売・設置・施工する補助対象設備の番号(HEMS機器、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車充電設備)を記載してください。交付申請に関する技術的事項について、補助対象設備の販売・設置・施工予定事業者に確認することがあります。

事業計画書

1 補助事業の概要

申請者氏名（法人等の場合は名称及び代表者の氏名）			
補助対象設備の使用者氏名（申請者がリース事業者の場合に記載）			
電力需給（電灯）契約者氏名（申請者と異なる場合に記載）			
補助対象設備を設置する住宅について（該当するに「✓」を記載） 1	所在地（住居表示と地番が異なる場合は地番も記載）		
	種別	戸建住宅	共同住宅
	取得の別	有	新築 建売 中古 (住宅の引渡し予定日 平成 年 月 日)
		無	既築
所有権の所在	申請者のみの所有 申請者を含む複数の者の所有 申請者以外の者の所有		
事業着手予定日 2	平成 年 月 日	番号 2	()
		()	
事業完了予定日 3	平成 年 月 日	番号 3	()
		()	

1 記載していただいた内容は、住宅に係る不動産取得税を減免するための審査においても使用することがあります。

2 次の事項のうち、最も早いものの予定日を記載し、()に該当する番号を記載してください。

- (1) 補助事業が補助対象設備の設置工事を伴う場合は、当該設置工事の着工
- (2) 建売住宅供給者等によって補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合は、当該住宅の引渡し

3 次の事項のうち、最も遅いものの予定日を記載し、()に該当する番号を記載してください。

- (1) 補助事業が補助対象設備の設置工事を伴う場合は、当該設置工事の完了
- (2) 補助対象設備又は補助対象設備が設置された建売住宅の代金の支払い完了
- (3) 補助対象設備又は補助対象設備が設置された住宅の引渡し

2 設置する補助対象設備の概要

神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱を「本要綱」と記しています。(以下同じ)

H E M S 機 器	補助対象設備の要件(該当するに「✓」を記載)	本要綱別表1の補助対象設備に該当する設備である	はい	いいえ	
		未使用品である	はい	いいえ	
	メーカー名				
	機器型番				
住宅用太陽 光発電シス テム	補助対象設備の要件(該当するに「✓」を記載)	本要綱別表1の補助対象設備に該当する設備である	はい	いいえ	
		未使用品である	はい	いいえ	
	太陽電池モジュールのメーカー名				
	太陽電池モジュールの公称最大出力と使用枚数	(型式番号:)	W × 枚 =	W	
		(型式番号:)	W × 枚 =	W	
(型式番号:)		W × 枚 =	W		
	太陽電池の公称最大出力 (合計)			kW	
		(合計はキロワット表示で小数点第3位以下切り捨て)			
家庭用燃料 電池システ ム(エネフ アーム)	補助対象設備の要件(該当するに「✓」を記載)	本要綱別表1の補助対象設備に該当する設備である	はい	いいえ	
		未使用品である	はい	いいえ	
	メーカー名				
	品名番号	発電ユニット:	貯湯ユニット:		
	発電出力				kW
定置用リチ ウムイオン 蓄電システ ム	補助対象設備の要件(該当するに「✓」を記載)	本要綱別表1の補助対象設備に該当する設備である	はい	いいえ	
		未使用品である	はい	いいえ	
	メーカー名				
	パッケージ型番				
	蓄電容量				kWh
電気自動車 充給電設備	補助対象設備の要件(該当するに「✓」を記載)	本要綱別表1の補助対象設備に該当する設備である	はい	いいえ	
		未使用品である	はい	いいえ	
	メーカー名				
	型式				

日本工業規格に規定される太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

3 補助事業に係る経費の内訳

(単位：円)

	H E M S 機器 《必須》	住宅用太陽光 発電システム (公称最大出力) kW	家庭用燃料電 池(エネファ ーム)	定置用リチウ ムイオン蓄電 システム (蓄電容量) kWh	電気自動車充 給電設備
補助事業に要する経費(消費税 込み)					
補助事業に要する経費(消費税 抜き)					
(内訳)	補助の対象となる経費		(設備費)		
	補助の対象とならない 経費		(工事費)		
経済産業省補助金申請予定額					
補助対象経費 - =					
本要綱に基づく補助金上限額 (この欄には千円未満切り捨てす る前の額を記載)					
補助金交付申請額 (千円未満切り捨て) (と を比較して少ない方の額)					
	計				

住宅用太陽光発電システムの公称最大出力が 10 kW 以上の場合はパワーコンディショナ
の定格出力の合計値を次の()内に記入してください。(kW)

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載した全ての者は、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

氏名
〔法人等の場合は名称及び代表者の氏名〕

印

同意書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

同意者 住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の氏名〕

所有している（管理している）次の住宅において、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱に基づき、次の補助金申請者が補助対象設備を設置することに同意します。

補助金申請者の氏名	
補助対象設備を設置する住宅の所在地	
設置する補助対象設備の種類（該当する設備の番号を で囲む）	1 HEMS 機器 2 住宅用太陽光発電システム 3 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 4 定置用リチウムイオン蓄電システム 5 電気自動車充電設備

共同申請同意書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の氏名）又は氏名	
リース事業者		印
補助対象設備 使用者		印

（同意事項）

- ・リース事業者が補助金の交付申請をする場合は、リースを受ける補助対象設備使用者と共同申請する必要があります。リース事業者が主となり補助対象設備使用者と共に共同申請してください。
- ・交付決定の結果については、リース事業者に通知します。
- ・補助金はリース事業者に交付されますが、リース事業者が補助対象設備使用者から領収するリース料総額から補助金相当額分を減額することを要します。
- ・リース事業者及び補助対象設備使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。
- ・補助金交付後、補助対象設備の使用等に関するアンケート調査を実施する場合、リース事業者及び補助対象設備使用者は、共に調査に協力する必要があります。

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日
第 号

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで申請のあった平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助内容

(1) 補助金額 円

（内訳）

- ・ H E M S 機器 円
- ・ 住宅用太陽光発電システム 円
- ・ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 円
- ・ 定置用リチウムイオン蓄電システム 円
- ・ 電気自動車充給電設備 円

(2) 補助対象設備を設置する住宅の所在地

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しな

ったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき

(6) この補助金は、事業実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(7) その他、規則及び神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2箇月以内又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」といいます。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
H E M S 機器	5年
住宅用太陽光発電システム	10年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
電気自動車充電設備	8年

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から前項の処分制限の期間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人又は法人格を持たない団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

6 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき

(2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。

第3号様式（第7条関係）

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日
第 号

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで申請のあった平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

（交付しない理由）

第4号様式(第10条関係)

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の氏名〕

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金に係る事業を次のとおり変更したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

	変更前	変更後										
交付申請額	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> , 0 0 0 円						<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> , 0 0 0 円					
	交付決定額を記載し、金額の頭に「¥」を付けてください。	金額の頭に「¥」を付けてください。 (千円未満切り捨て)										

(変更前交付申請額の内訳)

HEMS 機器				,	0	0	0	円
住宅用太陽光発電システム				,	0	0	0	円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)				,	0	0	0	円
定置用リチウムイオン蓄電システム				,	0	0	0	円
電気自動車充電設備				,	0	0	0	円

(変更後交付申請額の内訳)

HEMS 機器				,	0	0	0	円
住宅用太陽光発電システム				,	0	0	0	円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)				,	0	0	0	円
定置用リチウムイオン蓄電システム				,	0	0	0	円
電気自動車充電設備				,	0	0	0	円

2 変更の理由

変更承認共同申請同意書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の氏名）又は氏名	
リース事業者		印
補助対象設備 使用者		印

（同意事項）

- ・リース事業者が補助金の変更承認申請をする場合は、リースを受けている補助対象設備使用者と共同申請する必要があります。リース事業者が主となり補助対象設備使用者と共に共同申請してください。
- ・変更承認の結果については、リース事業者に通知します。

第5号様式（第10条関係）

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金変更承認通知書

平成 年 月 日
第 号

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで変更承認申請のあった平成25年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金に係る事業については、承認することとしたので、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

第6号様式（第10条関係）

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日
第 号

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで変更承認申請のあった平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額	円
既 決 定 額	円
（内訳）	
・ H E M S 機器	円
・ 住宅用太陽光発電システム	円
・ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
・ 定置用リチウムイオン蓄電システム	円
・ 電気自動車充給電設備	円
今回変更交付決定額	円
（内訳）	
・ H E M S 機器	円
・ 住宅用太陽光発電システム	円
・ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
・ 定置用リチウムイオン蓄電システム	円
・ 電気自動車充給電設備	円

2 補助条件

(1) この補助金変更の対象となる内容及び補助事業の経費の配分は、平成 年 月 日付けで申請のあった平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。

- (2) この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、事業実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、平成 年 月 日付け神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

第7号様式（第10条関係）

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金変更不承認通知書

平成 年 月 日
第 号

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで変更承認申請のあった平成25年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

（承認しない理由）

第8号様式（第10条関係）

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金中止・廃止承認申請書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の氏名〕

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた平成26年度
神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金に係る事業を次のとおり中止・廃止
したいので承認を申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

中止・廃止承認共同申請同意書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の氏名）又は氏名	
リース事業者		印
補助対象設備 使用者		印

（同意事項）

- ・リース事業者が補助金の中止・廃止承認申請をする場合は、リースを受けている補助対象設備使用者と共同申請する必要があります。リース事業者が主となり補助対象設備使用者と共に共同申請してください。
- ・中止・廃止承認の結果については、リース事業者に通知します。

第9号様式（第10条関係）

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

平成 年 月 日
第 号

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

第10号様式（第10条関係）

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金中止・廃止不承認通知書

平成 年 月 日
第 号

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

（承認しない理由）

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金実績報告書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の氏名〕

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた平成26年度
神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金に係る事業の実績について、関係書
類を添えて報告します。

（添付資料）

- (1) 事業結果報告書（第11号様式別紙1）
- (2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。）
- (3) 第6条に規定する申請書の提出の際に、補助事業に係る契約書（写し）及び設備のリースに係る契約書（写し）を提出できなかった場合は、契約書（写し）又はこれに代わるもの
- (4) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、補助対象設備ごとの経費が記載されていない場合はその内訳書
- (5) 補助事業に係る支出を証する書類（写し）
- (6) 前号の支出を証する書類（写し）に、補助事業以外の経費が含まれている場合は、その内訳を証する書類
- (7) 設置完了証明書（第11号様式別紙2）
- (8) 補助事業の補助対象設備に住宅用太陽光発電システムを含む場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定の認定通知書（写し）
- (9) 補助事業の補助対象設備の出荷証明書（写し）又は保証書（写し）若しくはこれに代わるもの（ただし、住宅用太陽光発電システムを設置した場合は、太陽電池モジュール

ールの製造者が発行する出力対比表（写し）（製造者が出力対比表を発行しない場合は、出力対比表（第11号様式別紙3）に記載の上、製造番号票（写し）を添付したもの）

(10) 補助対象設備設置後の完成写真

(11) 第6条に規定する申請書の提出の際に、補助対象設備を設置した住宅の登記事項証明書を提出できなかった場合は、登記事項証明書（提出期限に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証（写し））

(12) その他知事が必要と認める書類

（補助金振込先） 通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名及び店名	
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他
口座番号	

注1 「（補助金振込先）」は、本人名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

事業結果報告書

1 補助事業の概要

申請者氏名（法人等の場合は名称及び代表者氏名）				
補助対象設備の使用者氏名（申請者がリース事業者の場合に記載）				
電力需給（電灯）契約者氏名（申請者と異なる場合に記載）				
補助対象設備を設置した住宅について（該当するに「✓」を記載） 1	所在地（住居表示と地番が異なる場合は地番も記載）			
	種別	戸建住宅 共同住宅		
	取得の別	有	新築 (住宅の引渡し日 平成 年 月 日)	建売 中古 ()
		無	既築	
所有権の所在	申請者のみの所有 申請者を含む複数の者の所有 申請者以外の者の所有			
事業着手日 2	平成 年 月 日	番号 2 ()		
		番号 3 ()		
事業完了日 3	平成 年 月 日	番号 3 ()		
		番号 3 ()		

1 記載していただいた内容は、住宅に係る不動産取得税を減免するための審査においても使用することがあります。

2 次の事項のうち、最も早いものの日を記載し、()に該当する番号を記載してください。

(1) 補助事業が補助対象設備の設置工事を伴う場合は、当該設置工事の着工

(2) 建売住宅供給者等によって補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合は、当該住宅の引渡し

3 次の事項のうち、最も遅いものの日を記載し、()に該当する番号を記載してください。

また、(3)に該当する場合で、契約書又はこれに代わるものに引渡しの期日が記載されていないとき、実際の引渡しの期日が契約書又はこれに代わるものに記載された期日と異なるときは、引渡しの期日を証する書類を添付してください。

(1) 補助事業が補助対象設備の設置工事を伴う場合は、当該設置工事の完了

(2) 補助対象設備又は補助対象設備が設置された建売住宅の代金の支払い完了

(3) 補助対象設備又は補助対象設備が設置された住宅の引渡し

2 補助事業に係る経費の内訳

(単位：円)

	HEMS機器 《必須》	住宅用太陽光 発電システム (公称最大出力) kW	家庭用燃料電 池(エネファ ーム)	定置用リチウ ムイオン蓄電 システム (蓄電容量) kWh	電気自動車充 給電設備
補助事業に要した経費(消費税込み)					
補助事業に要した経費(消費税抜き)					
(内訳)	補助の対象となる経費		(設備費)		
	補助の対象とならない経費		(工事費)		
経済産業省補助金申請額					
補助対象経費 - =					
交付決定額(交付決定通知書に記載されている額)					
補助金交付額 (千円未満切り捨て) (と を比較して少ない方の額)					
	計				

住宅用太陽光発電システムの公称最大出力が10kW以上の場合はパワーコンディショナの定格出力の合計値を次の()内に記入してください。(kW)

設置完了証明書

平成 年 月 日

次のとおり補助対象設備の設置が完了したことを証明します。

販売・設置・施工事業者名

(法人等の場合は名称及び代表者の氏名)

印

販売・設置・施工事業者所在地

販売・設置・施工担当者名

連絡先電話番号() -

補助金申請者等

申請者氏名(法人等の場合は名称及び代表者の氏名)	
補助対象設備を設置した住宅の所在地	

補助対象設備の情報

補助対象設備の設置・ 施工期間	着工日	平成 年 月 日
	完了日	平成 年 月 日

着工日と完了日が同日の場合、同じ日付を記載してください。また、複数の補助対象設備を設置し、設備ごとに着工日及び完了日が異なる場合は、着工日は最も早いもの、完了日は最も遅いものを記載してください。

補助対象設備	設置の有無
HEMS機器	
住宅用太陽光発電システム	
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	
定置用リチウムイオン蓄電システム	
電気自動車充給電設備	

設置した補助対象設備について に「✓」を記載してください。

出力対比表

補助金申請者氏名（法人等の場合は名称及び代表者氏名）		販売店名	印
製造者名（メーカー名）		電話番号	
太陽電池 モジュール型式名			
測定値（JIS） 公称最大値		W	
太陽光発電システム全体の公称最大出力の合計値		W	
太陽光発電システム全体の測定出力の合計値		W	

番号	製造番号（左詰で記載）	* 英数字は大文字で記載	測定出力
1			W
2			W
3			W
4			W
5			W
6			W
7			W
8			W
9			W
10			W
11			W
12			W
13			W
14			W
15			W

注1：太陽電池モジュール型式が何種類か混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

注2：製造者又は製造者系販売会社が作成する場合以外は、梱包に同封されている製造番号票（写し）を添付してください。

第12号様式（第14条関係）

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

平成26年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金交付決定通知（平成
年 月 日付け 第 号）により交付決定した補助金については、平成 年
月 日付けで提出された平成25年度神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助
金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので通知します。